

第8章 第7期埼玉県障害者支援計画策定に対する提言

1 はじめに

埼玉県障害者施策推進協議会（以下、本協議会）は、障害者基本法第36条に基づき埼玉県が設置する執行機関の附属機関であり、次の役割を担っています。

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更に当たり意見を述べること
- 障害者施策の推進について、調査審議及び監視（モニタリング）すること
- 障害者・障害児施策の推進について、関係行政機関の連絡調整を要する事項を調査審議すること

本協議会では、本計画の策定に当たり、現行計画に基づく障害者施策の実施状況の監視（モニタリング）を通し、障害者施策の現状と重点課題について、以下の3つのワーキングチームで検討してきました。

- Aチーム：障害者への理解促進と差別解消
- Bチーム：障害者の地域生活の充実・社会参加の促進
障害者の就労支援
- Cチーム：共に育ち、共に学ぶ教育の推進
安心・安全な環境整備の推進

この結果を、本計画の策定に当たり本協議会が果たすべき役割である「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更に当たり意見を述べること」として、「第7期障害者支援計画策定に対する提言」（以下、提言）という形で取りまとめを行いました。

計画策定の主体である県において、この提言を十分に踏まえた計画策定・施策の推進が図られることを期待します。

埼玉県障害者施策推進協議会 会長 佐藤 陽

2 障害者施策推進協議会からの提言

I 障害者への理解促進と差別解消（Aチーム）

1 障害分野におけるケアラー支援について

高齢化した親が、重度の知的障害や身体障害のある子の介護を在宅で行う「老障介護」が増加している問題がある。家族による障害者への支援には限界がある一方で、親が障害のある子供の将来を心配して施設入所やグループホームの利用を希望しても、待機者数が多いため希望が叶う状況にない。

ヤングケアラーの支援に注目が集まりがちであるが、「老障介護」の問題にも目を向け、障害者の家族に対する支援など、障害分野におけるケアラーの支援についても強化が必要である。

2 障害者権利条約について

障害者権利条約は、障害のある人となない人が平等に暮らし、社会に参加することを世界中の国々で約束したものであり、個人が尊重される点で憲法と共通する部分がある。

障害者に対する差別の解消、合理的配慮の提供などを社会の中で浸透させていくために、障害者権利条約の理念を広く県民の方々に認識をしてもらうための機会を提供していくことが大切である。

3 障害者の虐待防止について

（1）虐待を受けた障害者を支援するための環境づくり

現在、障害者虐待防止の周知が進められているが、虐待を受けた障害者を保護する環境が整っていない現状が認められる。そのため、障害者が虐待を受けた施設に戻らざるを得なくなる事例も見受けられる。

虐待を受けた障害者の保護や自立に向けた支援の環境づくりが、次のステップとして必要である。

（2）障害特性の理解と適切な支援の必要性

強度行動障害や自閉症など、障害の特性により他害行為をしてしまう障害者が虐待の被害者になりやすい。防御の結果として虐待の形になってしまうケースも見受けられる。

虐待防止のためには、強度行動障害支援者養成研修などの障害特性の理解や対応方法について学ぶ研修を職員が受講しやすくなるような環境づくりが重要である。そして人材を育てるための研修の充実も併せて求められる。

また、施設においても、利用者毎の障害の特性や対応方法を職員間で共有し、利用者にあった支援を常に行うことのできる環境づくりが必要である。

(3) 施設内研修の重要性

施設内において職員研修などを実施し、強度行動障害支援者養成研修などの研修内容を職員間で共有することが、施設運営の質の向上のためには重要である。

また、重度の障害がある方をはじめ、どのような障害のある方でも受け入れられるように、施設職員全員が学習や資格取得に前向きに取り組めるような職場風土の醸成が重要である。

(4) 風通しの良い施設運営、地域に開かれた施設運営の重要性

若手職員と経験を積んだ職員の間で意識やノウハウの共有が図られるなど、透明性のある職場づくり、風通しのよい職場づくりが大切である。

また、地域に対して閉鎖的になっている施設は、透明性がなく虐待が発生しても発見されにくい。地域とつながりを持ち、地域に根差した開かれた施設づくりも大切である。

4 旧優生保護法について

時限立法であり今年の5月に失効する「旧優性保護法に基づく優性手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に代わる新たな法体系が必要である。救済されないまま取り残されている被害者は多く、中には高齢化により他界されている方もいるため、早期に救済しなければならない。旧優生保護法に関しては、国の動向に合わせるのではなく、引き続き県として権利擁護はクローズアップしていくべきである。

また、昨年、北海道のグループホームにおいて知的障害者への不妊処置等が行われていた事件もクローズアップされた。一法人の事件として終わらせることなく、埼玉県としても県内の施設で同様の事件がなかったか、障害のある人の権利をどのように守っているかについて調査を行うべきであり、この機会に障害者の人権について重要なことを伝えることができると思う。

5 福祉用語について

施策内容の説明において「ノーマライゼーション」という表現が使用されているが、近年は「インクルーシブ」という表現がより重要になってきており、障害者権利条約でも「インクルーシブ」が使用されている。そうした表現方法について再考すべきである。

6 彩の国いろどりライブラリーについて

県民の障害理解を促進し、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供について普及啓発を進めるため、障害当事者を講師とする福祉教育及び社会教育の推進と、講師等の情報を提供する仕組みづくりに引き続き取り組む。

(1) 運用当初の方向性

- ・県内において障害当事者講師による福祉教育を先行して実践する団体との効果的な連

携により実施する。障害者施策推進協議会事務局（障害者福祉推進課）が当該団体との連絡調整を行う。

- ・県内において先行して活動を行っている障害当事者講師を広く知っていただく機会を作ることを運用当初の目標として進める。
- ・令和5年度はホームページを開設し、既存の取組を行う団体の当事者講師として活動している方を掲載し、進めることが可能かどうか検証するところからスタートする。また、同年度に実証実験を実施する。その具体的な実施方法について検討を行う。

（2）講師の人材育成と情報発信の方法

- ・障害当事者講師の人材育成について、具体的な育成方法を検討する。
- ・その際、身体障害者だけでなく、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者等の多様な障害について、それぞれの障害理解の促進を視野に当事者講師を育成していくことが必要である。また、障害には様々な特性があることに配慮しながら、障害理解のための情報発信をどのようにしていくか考えていく必要がある。

（3）障害当事者講師の活動に関して検討を要する事項

ア 謝金等の取扱い

- ・県内で先行して取り組まれている障害当事者講師による福祉教育について、謝金等の実態を把握した上で、彩の国いろどりライブラリーに登録されている当事者講師を派遣する際の謝金等のあり方について整理、検討を行う。
- ・県の施策として障害当事者講師が謝金等を貰いながら講師をする場合、人材育成による内容の質を担保していく視点が必要である。

イ ヘルプサービスの利用について

- ・障害当事者講師が謝金等を受け取りながら活動をする際のヘルプサービスについては、障害者総合支援法の障害福祉サービス、地域生活支援事業、県単独事業など公的ヘルプサービスの利用が可能であることが確認できた。
- ・聴覚障害者である講師の派遣に必要となる、手話通訳等の取扱いについても検討する。

（4）県教育局との連携について

障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供を県内に浸透させるためには、小中学校の義務教育課程にある児童生徒への障害理解の促進が重要である。そのためには県教育局の義務教育指導課の連携・協力が不可欠であり、事務局（障害者福祉推進課）において彩の国いろどりライブラリーの進捗状況を同課と共有するとともに、連絡調整を継続していくこととする。

（5）障害者施策推進協議会の構成団体（障害当事者団体等）の役割

- ・当該団体に所属し当事者講師の活動を行っている会員について情報提供をしていただくとともに、将来的に講師人材の育成を行う役割を果たしていただくことを検討する。

- ・当該団体が、彩の国いろどりライブラリーの運営にどのように協力・連携ができるかを検討する。

(6) 名称について

ワーキングにおける検討の結果、名称の候補として「彩の国いろどりライブラリー」が選定された。協議会本会議において承認を得て正式な事業名とする。

II 障害者の地域生活の充実・社会参加の支援／障害者の就労支援（Bチーム）

1 地域移行及び入所待機者の解消に向けた課題

(1) 地域移行の促進について

- ・入所施設の利用者がどのような意向を持っているか、相談支援専門員がしっかり把握しながら地域移行を進めていくために、自立支援協議会が果たす役割は重要である。地域における具体的な仕組みづくりについて考えていく必要がある。

【提言】

- ・市町村が、自立支援協議会の取組みとして、施設入所者の相談支援専門員を通じて本人の地域移行に関する意向調査を実施する等、障害福祉計画に掲げた地域移行者数を達成することができるよう具体的な取組み例を示し周知する。

(2) 地域移行のための体制整備等について

- ・入所施設からの地域移行の受け皿として、特に重度障害者のためのグループホームの整備が必要。施設入所で過ごしてきた人達をグループホームで支えていく方法を考える必要がある。
- ・日中活動の事業所とグループホームの連携、緊急時の居宅介護と短期入所の連携などについても、併せて考えていく必要がある。

(3) 入所待機者の解消に向けた課題

- ・地域の入所待機者数が正確に把握されていない現状がある。
- ・待機者数の把握に当たっては、本人の意向をヒアリング等により丁寧に確認すべきである。
- ・入所施設の機能を真に必要としている人が入所しているかの把握、地域移行を希望している人の正確な数の把握など、実態把握が必要である。

(4) 地域生活支援拠点等の機能充実

- ・地域生活支援拠点等は、緊急時の対応に必要な機能、地域移行の体験の場としての機能、

相談対応の機能、専門性を持つ人材を育成する機能等を持ち、地域生活の質に関わっている。

- 設置の促進に加えて、特に「面的整備型」について本来の機能が果たしているかをしっかり確認していく必要がある。県が市町村に対して理念を示すなどの対応が必要である。
- また、研修などの人材育成の取組についても県と市町村それぞれで実施できると良い。

【提言】

- 「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」を活用して機能充実を図ることを促進する。
- 市町村に対して、地域生活支援拠点コーディネーターの配置について周知し、地域生活支援拠点等が適切に機能を果たすことができるよう体制を整える。
- 家族が倒れた場合などの緊急時の課題として、報酬と場所の確保の問題がある。自宅やグループホーム以外の場所でしか急場がしのげない場合に、市町村が措置により居宅介護や行動援護、重度訪問介護等を給付して対応することについて周知する。

(5) てんかん患者の自立について

- てんかん発作はいつ起こるか分からないため、グループホームを含めた十分な見守りが確保できる住環境が必要である。

【提言】

- てんかん発作を有する者にも対応できるよう、十分な見守り体制が整ったグループホーム等の住環境を整備した住まいの場の確保について、事業者に広報する。

(6) 強度行動障害のある人の支援について

- 強度行動障害のある人は、事業者からサービス提供を拒まれて十分な支援を受けることができない実態があるといわれている。行動関連項目の合計点数10点以上にも幅があるため、点数による人数を把握し、それらの人たちが必要な支援を受けることができているか確認することが必要である。

【提言】

- 市町村が行動関連項目の合計点数毎の人数を集計・公表し、特に合計点数が高い人の生活実態を自立支援協議会等を通じて把握し、必要な支援が受けられるようにすることを進める。

2 グループホームに関する課題

(1) グループホームの質の確保

- グループホームは数が不足しているが、数を優先すると質の良い事業者がなかなか育たない。県では現在、安全・安心なグループホームの運営に対して認証を行う仕組みを検

討しており、その評価基準を策定する中で、質を上げられる仕組みを検討すれば具体的取組につながる。

- 質の評価については、地域の自立支援協議会も活用し、地域単位で取り組んでいくことも重要である。地域とのつながりが評価につながる。上記の評価基準や県の研修も活用し、地域で人材育成を進めていく必要がある。
- 運営する事業者自身が評価し、事業者自身で評価を高めていくことができるようにしなければならない。
- 日中活動を設定せずにグループホームを作り、利用者が日中にネグレクト状態になっている事例が報告された。日中活動を設定しないと指定を認めない仕組みになっていないため、市町村の支給決定の際にサービス等利用計画をチェックして事業者を指導する方法もあるとの意見があった。引き続き検討する必要がある。
- 報酬の問題で、土日祝日の日中対応分の報酬が算定されないため、日中に職員を配置できず、利用者が放置されてしまう問題がある。
- 日中支援型グループホームについて、日中の過ごし方、日中に何をすることが不明確になっており、実態把握が必要ではないか。

【提言】

- 彩の国重度障害者支援・あんしん宣言グループホームへの登録を進め、グループホームの支援の質の確保に努める。
- 令和6年度から施行される、グループホーム、入所施設の「運営推進協議会」を設置し、支援の質の確保や地域との連携を推進するよう、事業者に周知する。

3 サービスの質の担保

- 事業者の不適切な対応や虐待があった場合、通報した職員を守るための仕組みが必要である。そうしないと悪質な事業者、質の低い事業者をあぶり出していくことが困難になる。
- 相談支援員等の職員が受ける相談の中には、カスタマー・ハラスメントのような理不尽な苦情も多い。現場の適切な対応、職員の安全・安心の確保のための体制づくりが必要である。法律関係者や警察などへの相談ができる場所があると良い。
- 同性介助（本人の意思に反した同性介助をしないこと）

【提言】

- 令和3年度に厚生労働省が公表した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」の普及を図り、職員が利用者側からハラスメントを受けたことを抱え込むことなく相談できる体制を整備し、事業者の責任として支援現場で起きるハラスメントに対応し、利用者側と話し合い解決に努めるよう周知を図る。その際、安易なサービス中断にならないよう、対応方法を慎重に検討し、利用者の生活が損なわれないよう市町村、地域の事業者が連携して対応するよう徹底する。

- ・令和4年度の厚生労働省の調査研究事業で開発が進められている、障害福祉の現場におけるハラスメント対応研修が公表された後、事業者に対してその普及に努める。

4 手話通訳の普及

(令和5年度に埼玉県手話環境整備施策推進懇話会から意見提出予定)

5 難病患者の就労に関する課題

(1) 一般就労について

- ・難病患者はすべて障害福祉サービスを受けることができるが、症状が固定化していない者は障害者手帳を持つことができない。手帳を持つことができない難病患者は、法定雇用率に算入されないため、企業が雇用に消極的になる。障害者雇用促進法の問題であるが、県として何ができるかを検討する必要がある。
- ・企業は難病患者を雇用した場合に、特定求職者雇用開発助成金を活用できるが、そのために難病患者は応募時に自分の病気を開示する必要がある。開示せずに就職したい場合は、企業が当該助成金を利用できなくなり、病気を開示すると企業は採用に消極的になるという実態がある。

(2) 施設就労について

- ・就労移行支援事業は難病患者でも利用できるが、そのことが十分に周知されていない。また、知的・精神障害者の利用が中心になっているため、難病患者のニーズに合っていない実態もある。難病患者が就労移行支援事業を利用しやすい環境整備を検討する必要がある。

6 企業の受け入れ力を高めるための方策

(1) 普及啓発活動について

- ・障害者雇用に取り組む中小事業主に対する国の認定制度があり、企業に様々なメリットがある。こうした制度を事業主に周知することで、障害者雇用に前向きな企業を増やしていくことを次期支援計画に盛り込むべきという意見があった。県の障害者雇用に関する取組(障害者雇用サポートセンターにおける普及啓発活動や企業開拓など)の実態を把握した上で、計画にどう取り入れるかを考える必要がある。

(2) ジョブコーチの増員について

- ・ジョブコーチを増やし、育成していくべきとの意見もあり、支援計画の中に数値目標を盛り込めないか。制度を確認し、予算の問題も踏まえた上で検討していく必要がある。

7 就労全般

- ・視覚障害者のあはきについて、雇用先がないなどの現状がある。
- ・体調に波があり就労が難しい人がいる、施設就労における工賃収入の低さ等、もっと多

様な働き方があると良い。

- ・改正障害者総合支援法の就労選択支援については、次期計画に入れるべき。

【提言】

- ・障害者雇用総合サポートセンターにおいて、令和3年度から不定期で開催された難病支援の情報交換会を今後も進めていく。
- ・難病患者の治療と仕事を両立するため、医療と就労支援機関の効果的な連携を促進する。
- ・「少しの配慮で難病患者も働くことができる」ことを知ってもらうため、企業に対するチラシ配布による普及啓発を行うとともに、医療機関に対してもチラシを配布し、効果的な連携につなげる。
- ・就労移行支援事業所による、難病患者の特性に合った効果的な就労移行支援プログラムの開発を促進する。
- ・就労移行支援事業所を難病患者も利用できることを事業者、難病患者双方へ周知する。
- ・障害者就業・生活支援センターを集めた会議等に、難病患者就職サポーターが参加して情報共有と連携が図れるか検討する。
- ・難病患者の就労支援について理解を深めるため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所に対して研修を行う。
- ・埼玉県職員として難病患者を採用し、難病患者の就労に対する必要な配慮を把握し、体験を踏まえて市町村に情報提供し、市町村における難病患者の雇用を促す。
- ・視覚障害者の就業支援として、企業内のヘルスキーパーや高齢者介護施設等におけるサービスの一環等、按摩・針・灸の職域を拡大することを周知する。
- ・就職した障害者が休職した後の職場復帰に対するリワーク支援を促進する。
- ・多様な働き方として企業に向けてテレワーク導入を促進し、障害者の就業機会の確保に努める。

Ⅲ 共に育ち、共に学ぶ教育の推進／安心・安全な環境整備の推進（Cチーム）

＜次期障害者施策推進協議会への申し送り事項（全体を通じて）＞

- ① 以下の提言の内容は、2014年に日本が批准した「障害者権利条約」に関し、2022年8月の国連の権利委員会による審査及び勧告が発表される前に検討された内容も含まれている。第7期障害者支援計画では、国連の改善勧告（Cチームとしては、特に第24条「教育」に関わる勧告）に沿った計画につながるよう議論が進むことを期待したい。
- ② 障害者施策推進協議会委員（あるいはオブザーバー）として、教育に関する専門家や教育に関わる担当課の参加を求めたい。教育に関するテーマは、Cチームだけでなく、他のチーム、ヒューマンライブラリー（仮称）にも関連するテーマであると考えられるため

ある。

<共に育ち、共に学ぶ教育を推進する>

1 障害のある児童生徒の教育の充実

(1) インクルーシブ教育に関する保護者の理解促進

インクルーシブ教育は、障害のある児童生徒を含むすべての子がそれぞれに合わせた必要な支援を受けつつ、共に関わり合いながら一緒に学ぶことで実現する。したがって、インクルーシブ教育システムの構築は、障害のあるなしに関わらず全ての児童に関わる教育システムである。そこで、共に学ぶ環境づくりを通じた障害理解促進に取り組むだけでなく、全ての保護者を対象にインクルーシブ教育及び障害理解の促進を進める取り組みが必要である。

(2) 個別の指導計画、教育支援計画の作成・活用支援

特別支援学級において必ず作成することが求められている個別の指導計画、個別の教育支援計画について、計画の作成目的や活用方法への理解が不十分な場合があることがワーキングチームの議論において提起された。個別の指導計画、教育支援計画は、保護者と学校が共通理解を持つために必要なツールであり、合理的配慮の実施においてもその重要性は高い。したがって、個別の指導計画、教育支援計画の位置付け、作成プロセスが理解され、作成された計画が適切に活用されるよう学校や教員に対する周知や支援を強化していくことが求められる。

(3) 共に育ち、共に学ぶ教育を推進するための体制づくり、情報共有

- ・共に育ち、共に学ぶ教育を推進するにあっては、県教育委員会だけでなく、市町村教育委員会、すべての教職員、教育関係者全体で取り組まないと進展しない。
- ・特別支援学校・特別支援学級教員と市町村立学校教員を互いに派遣し合う人事交流をさらに進めるほか、共に育ち、共に学ぶ教育実践のモデル校の指定する取り組みが考えられる。
- ・「通常の学級で共に学ぶ取り組み事例」として県が収集・公開している好事例等を市町村にフィードバックすること、県が収集した情報を分析・課題抽出、具体的な取り組みや施策に反映させていく仕組みづくりが求められる。

2 教職員等の資質の向上

(1) 合理的配慮に関する教員の理解促進

地域の学校で障害のある児童が学ぶためには合理的配慮が前提になるが、教員の理解や認識不足により、必要な合理的配慮に繋がらない場合があるという問題提起がワーキングにおける議論で挙げられた。また、本人や家族の希望に関わらず、障害のある児童に特別支援学校・特別支援学級を勧めることの無いよう教員に対する研修内容や方法を検討する

必要がある。また、特別支援学校・特別支援学級では、人材不足の課題がある。教員に対する研修の質を高める必要がある。

(2) 教員研修に関する提案

- ・管理職に対する研修の充実が求められる。
- ・精神疾患を発症する児童生徒もおり、教員の研修の中にメンタルヘルスケアに関するプログラムをさらに充実させることが必要である。
- ・教員への研修実施の際、福祉現場や教員現場の現任者を研修講師やゲストに招くなど、研修講師の多様性も検討すべきである。

<安心・安全な環境をつくる>

1 発達障害児（者）への支援

(1) 保護者等の早期理解

発達障害児の保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識、環境の整え方などの方法を学ぶことができるよう保護者等への早期理解の支援を強化する施策が求められる。

(2) 相談支援事業所の体制づくり

様々な福祉サービスの利用や自立のための相談にきめ細かく対応できるような体制づくりのため、相談支援事業所の職員数の確保、発達障害に関する専門性の向上を図る研修の充実などが求められる。

2 保健・医療体制の充実

(1) 地域住民の精神障害に関する理解促進

精神障害のある人が地域で生活を送るためには地域住民の精神障害者に対する理解が欠かせない。地域住民への精神障害者に対する正しい理解の普及を図るため、各市町村等による精神疾患や精神障害者に関する普及啓発事業や、家族や一般市民を対象とした講座の充実につながる施策が必要である。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る関係機関の連携促進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のためには、第6期障害者支援計画にも挙げられている精神科病院における実地指導の強化のほか、病院機能の指定のあり方の検討、精神科病院等医療機関と家族や地域の事業所等の関係機関との連携がさらに促進される施策が求められる。

(3) 強度行動障害を有する障害者・児に関する研修の充実

強度行動障害を有する障害者（児）は、適切な支援が行われることにより、強度行動障

害が低減し、安定した日常生活につながる場合が少なくない。一方で、対応できる人材不足などから、受け入れ事業所が限られていることや過度な行動制限や身体拘束などの虐待リスクの課題も指摘されている。強度行動障害を有する障害者（児）に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができる人材育成のため、強度行動障害支援者養成研修が実施されている。支援体制の整備の強化の観点から、研修を実施するだけでなく、本研修の研修内容の検証やモニタリングを行う体制整備も求められる。

3 福祉のまちづくりの推進

(1) 公共施設などの整備

（障害者が利用可能な公共交通機関の整備）

ノンステップバスの導入が進められているが、乗り降りする道路の状況、ワンマンバス、混雑している時間帯などの状況下では、車いすを使用している障害者が利用できない場合もある。第7期障害者支援計画では、ノンステップバスの導入支援に止まらず、乗客のこころのバリアフリーに関する啓発活動、公共交通機関への情報提供などを含め、必要な人が利用可能な公共交通機関の整備につながる施策の検討が求められる。

(2) 防災対策の充実

（地域住民を中心とした支援体制の整備）

災害時の避難などがスムーズに実施できるよう、地域住民、民生委員や自治会長などの障害特性への理解、避難できない人のための配慮等が進むようパンフレットの作成、研修会の開催を行い、避難行動要支援者に対する地域住民を中心とした支援体制の整備が進むような施策が求められる。また、民生委員の高齢化が進み負担が大きくなっている地域、自主防災組織の維持が難しい地域などへの支援について検討が必要である。

(3) 感染症対策の充実

（支援者が罹患した際の対応）

支援者（ヘルパーなど）が新型コロナウイルスに感染した場合等、支援者が不在等の緊急事態は、障害者の生活にとって深刻な問題となる。支援者がいない場合の対応や自宅療養時に看護師や医師による健康観察を行う仕組みが求められる。

4 その他

（非常時の情報集約と共有）

自然災害が発生した場合や新型コロナウイルスの感染拡大時の非常事態に、障害者が直面する課題は極めて深刻なものばかりである。関連する担当課や機関も多岐に渡る場合も少なくない。安全な暮らしの確保に関わるワーキングチームの議論においては、災害等多くの人々に影響を与える非常事態が生じた際に各部署・各機関が把握している情報を集約するプラットフォームの必要性が指摘されている。また、情報を蓄積・整理するだけでなく、必要に応じ情報発信をすること、情報を分析し、定期的な情報共有により対応を協議

する場が必要であるという問題提起がされている。これまでの経験や蓄積された情報に基づき、必要な支援や施策を立ち上げていく仕組みづくりが求められている。